

高山市民文化会館・高山市公民館 商業宣伝行為禁止事項確認書

高山市民文化会館 殿

団体名 _____

住所 _____

TEL () /FAX () _____

(商業宣伝行為の概要) ※書ききれない場合は裏面へ _____

＜商業宣伝行為にかかる禁止事項及び確認事項＞

- 「特定商取引に関する法律」において規制されている団体は利用出来ません
- 物品の販売（予約・契約行為を含む）を目的とした利用は出来ません
- 物品の買取り（下取り）は出来ません
- 料金を徴収する催しは出来ません
- 個別の商品の金額提示及び事前のパンフレット配布は出来ません（価格提示にあたります）
- 来館した方の住所、氏名を収集する行為は出来ません（記名の禁止）
- 金額を載せた広告による事前告知は出来ません。なお、事前告知を行なう場合には、1週間前までに当会館へ内容を提示していただき、許可を得てください
- 当日、来館者に配る資料／パンフレットは、全て文化会館へご提出下さい
- 商業宣伝行為の内容に変更、追加がある場合には、必ず変更手続きを行なってください
- この禁止事項及び確認事項に違反した場合、使用許可を取り消します
- 上記による取り消しの場合、後日の使用許可も全て取り消します
- 催し物開催前に使用許可が取り消された場合、還付請求を行うことにより使用料金の返金を受ける事ができます（開催後の取り消しに関しては、返金できません）
- 催し物の内容確認の為、職員が立ち入りを行う場合があります

☆ 上記内容を確認した上、□にレ点（チェック）を入れてください

令和 年 月 日付け申請書番号 _____ の使用許可申請において、貴館を商業宣伝行為にて使用させていただきます。上記禁止事項及び確認事項を了承いたしました。

代表者（使用責任者）名 _____ (印)

※代表者（使用責任者）名の署名捺印（社印でも可）の無いものは無効です（代理署名は出来ません）
 ※この確認書は使用許可申請の際に併せてご提出下さい。当日の提出が無理な場合には、使用日3日前までに FAX でも構いませんので、必ずご送付下さい
 ※FAXによる提出の際は、最初の使用日に必ず原本をご提出下さい。原本が無い場合には、いかなる理由があろうとご利用いただけません

(会館記入欄)

使用日、
施設名

高山市民文化会館・公民館

(会館職員注意事項)
 使用日と施設名を記入する
 記入内容を確認した後、受け取り回覧する
 内容変更の場合は、日付と受付者名を記入の事

受		合		館	
付		議		長	